地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第七十四号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第四条」を「第四条・第四条の二」に、「第一節　地域再生基盤強化交付金の交付等（第十九条）
第二節　地域再生支援利子補給金の支給（第二十条）
第三節　課税の特例（第二十一条）
第四節　地方債の特例（第二十二条）
第五節　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十三条）
第六章　地域再生本部（第二十四条―第二十六条）
第七章　雑則（第二十七条―第二十九条）」を「第一節及び第二節　削除
第三節　地域再生基盤強化交付金の交付等（第十九条）
第四節　地域再生支援利子補給金等の支給（第二十条）
第五節　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十一条）
第六章　地域再生本部（第二十四条―第二十六条）
第七章　雑則（第二十七条―第二十九条）」に改める。

第十三条（続の特例（第十八条）
第十四条・第十五条）

に改める。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（関連する施策との連携）

第三条の二　国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努めなければならない。

第四条に見出しとして「（地域再生基本方針の策定）」を付し、同条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「次条第一項」を「第五条第一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。第五条第四項第三号において同じ。）に関する基本的な事項

第二章中第四条の次に次の一条を加える。

（新たな措置の提案）

第四条の二　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案を募集するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、地域再生本部が作成した地域再生基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の地域再生基本方針を公表しなければならない。

第五条第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「第二十条第一項」を「第十四条第一項」に、「同項において」を「以下」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び次号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ　地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ　地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（第十二条において単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ　老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

第五条第四項第五号を同項第四号とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合にあっては」を削り、「申請には、」の下に「第五項の規定により特定地域再生事業を実施する者の意見を聴いた場合にあっては当該意見の概要を、前項の規定により地域再生協議会における協議をした場合にあっては」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　地方公共団体は、特定地域再生事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該特定地域再生事業を実施する者の意見を聴かなければならない。

第六条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「前条第九項」を「前条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

第七条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条第二項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第八条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改める。

第十条第一項中「第五条第九項各号」を「第五条第十項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第十二条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　地域再生推進法人

第十二条第五項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地域再生推進法人

第五章第一節及び第二節を削る。

第十九条第一項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第一号」に改め、第五章第三節中同条を第十三条とする。

第五章第三節を同章第一節とする。

第五章第四節の節名中「地域再生支援利子補給金」を「地域再生支援利子補給金等」に改める。

第二十条に見出しとして「（地域再生支援利子補給金の支給）」を付し、同条第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第二号」に改め、第五章第四節中同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。